

宿直業務・日直業務における勤務実態アンケートのまとめ

農業科や看護科など寄宿舍(遠隔者寮や教育寮)を設置している高校で、教職員が勤務終了後に寄宿舍において宿直業務を行ったり、土日祝日に日直業務を行っている実態があります。これら宿日直業務は、賃金・労働時間のカウントで非常に優遇された制度であるため、民間では労働基準監督署の厳しい許可基準(「断続的業務＝ほとんど労働する必要のない勤務」のみを認める等)が定められています。しかし、高校の宿日直業務は、道教委による不適切な業務実態把握と判断のもと実施されているため、連続35時間にも及ぶ違法な過密労働となっている実態があります。

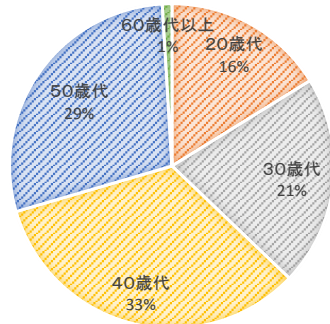
道高教組の強い要求により、道教委はようやく重い腰を上げ、宿日直にあたる教職員の業務実態の把握に動きました。さらに詳細で正確な状況や、要求を拾い上げるため、道高教組も2016年6月～8月にかけて独自のアンケート調査を実施し、寄宿舍が設置されている7校(105名)からの回答が寄せられました。

アンケートからは、「宿直業務の半分は清掃指導や生活指導など、教職員としての本来業務が行われている」「85%もの教職員には断続的業務についての説明もされていない」「4割以上が労基法通達が守られていないと回答」「5割以上が十分な睡眠時間が確保されていないと回答」「9割が翌日の勤務や体調に影響を及ぼすと回答」など、違法・不適切な勤務実態が改めて明らかになりました。また、「ストレスがたまって耐えられない」「妻や子どもたちにも負担をかけている」「危険を伴う実習において、寝不足で危険に陥ったことが多々ある」「現状のまま推移するには、もうすでに限界を超えている」「現状を放置して学力向上、超勤縮減などできるはずがない」「宿直業務を完全になくしてほしい」など、宿日直業務に係るさまざまな問題を早急に解決してほしいという切実な声、悲痛な叫びが寄せられています。

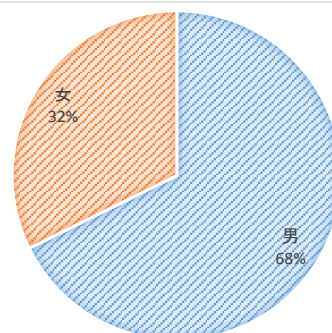
アンケート結果をもとに、違法実態を放置し続けている道教委の責任をさらに追及し、具体的な労働環境改善に向け、道高教組は引き続きとりくみを行っていきます。アンケートにご協力いただいた教職員のみなさまに、この場を借りてお礼を申し上げます。

2016年10月29日 北海道高等学校教職員組合

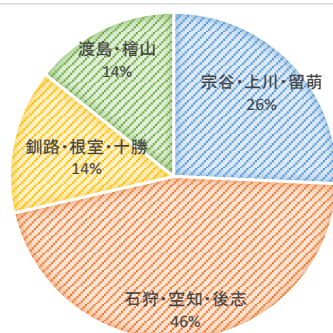
(1) 年齢



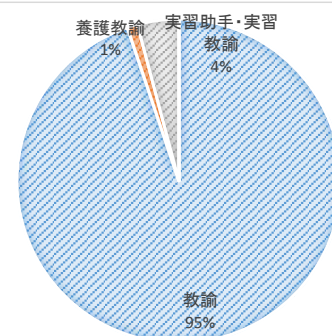
(2) 性別



(3) 地域



(4) 職種



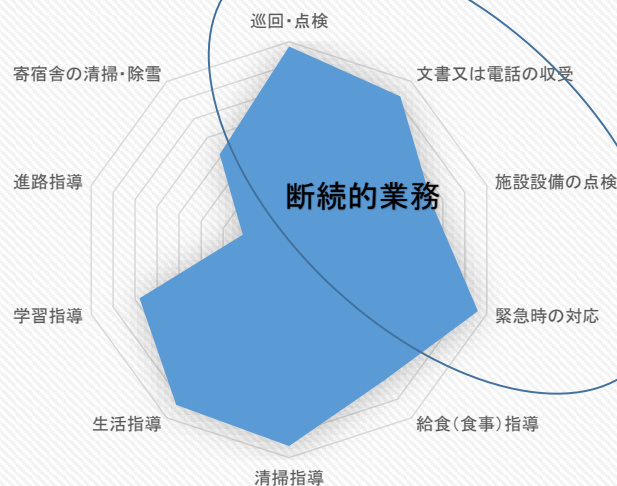
	巡回・点検	88	13%
	文書又は電話の收受	82	12%
	施設設備の点検	65	9%
	緊急時の対応	86	12%
	給食(食事)指導	70	10%
	清掃指導	85	12%
	生活指導	83	12%
	学習指導	68	10%
	進路指導	21	3%
	寄宿舎の清掃・除雪	51	7%
	合計	699	

断続的業務は労基法通達により、「常態としての、ほとんど労働する必要のない勤務のみを認めるものであり、定時巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可する」とされている。(右図の○で囲んだ部分)

しかし、宿直業務の半分は「給食指導」「清掃指導」「生活指導」「学習指導」など、教職員としての「本来的業務=夜勤勤務」が実態である。さらに、「集金」「給食調理員の給与計算」「地域住民の対応」などを行っている実態も報告されている。

「夜間における児童の生活指導…、等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと(昭49.7.26 基発第387号;社会福祉施設における宿直勤務)」という労基法通達の趣旨に反する違法な実態が改めて明らかとされた。

(5)宿直業務の勤務実態



	巡回・点検	21	11%
	文書又は電話の收受	38	19%
	施設設備の点検	15	8%
	緊急時の対応	39	20%
	給食(食事)指導	23	12%
	清掃指導	11	6%
	生活指導	30	15%
	学習指導	11	6%
	進路指導	5	3%
	寄宿舎の清掃・除雪	7	4%
	合計	200	

宿直と比べ、日直では業務の大半が「断続的業務」との回答だが、最も精神的に気を遣う「生活指導」の業務比重は宿直と同様である。労基法通達に反する違法な現状は、早期に改善させなければならない。

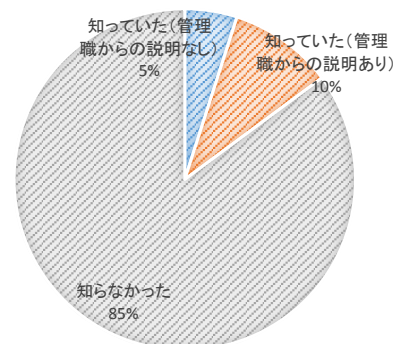
(6)日直業務の勤務実態



	知っていた(管理職からの説明なし)	5	5%
	知っていた(管理職からの説明あり)	10	10%
	知らなかった	86	85%
	合計	101	

「断続的業務として本来的業務を命じていけない」という宿日直業務の大原則について、85%が「知らない」という深刻な現状である。勤務条件を周知する義務を怠っている道教委、管理職の責任は重大である。

(7)断続的業務の認識

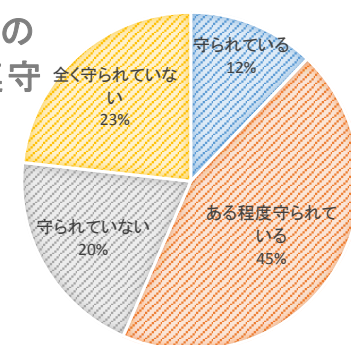


	守られている	12	12%
	ある程度守られている	44	44%
	守られていない	20	20%
	全く守られていない	23	23%
	合計	99	

労基法通達が「守られていない・全く守られていない」が4割を超える実態が明らかになった。さらに「ある程度守られている=ある程度は守られていない」を合わせると9割近くを占め、異常な業務実態が改めて明らかとされた。

「コンプライアンスの遵守」を掲げ、法令順守の誓約書まで書かせる道教委は、この実態をどう考えているのか。

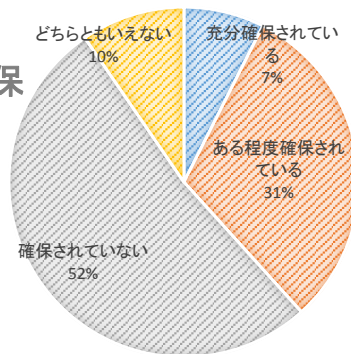
(8)断続的業務の通達遵守



(9) 十分な睡眠時間の確保はされているか？			
充分確保されている	7	7%	
ある程度確保されている	29	31%	
確保されていない	49	52%	
どちらともいえない	9	10%	
合計	94		

労基法通達では「夜間に十分睡眠がとれること(昭49.7.26 基発第387号; 社会福祉施設における宿直勤務)」とされているのにも関わらず、「十分な睡眠時間が確保されていない」との回答が5割を超えている。

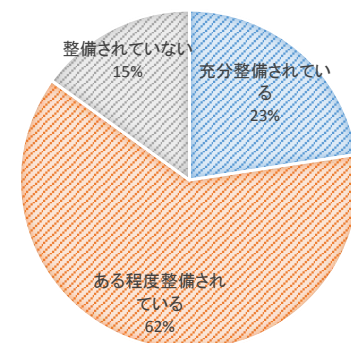
(9) 十分な睡眠時間の確保



(10) 睡眠設備は十分に整備されているか？			
充分整備されている	21	23%	
ある程度整備されている	58	62%	
整備されていない	14	15%	
合計	93		

労基法通達では「睡眠設備が整備されていること(昭22.9.13 発基17号)」「宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置が必要である(昭63.3.14 基発第150号)」とされているが、15%が「整備されていない」と回答しており、「充分整備されている」が2割台に留まっている。勤務実態もさることながら、睡眠設備の整備の現状も不適切である。

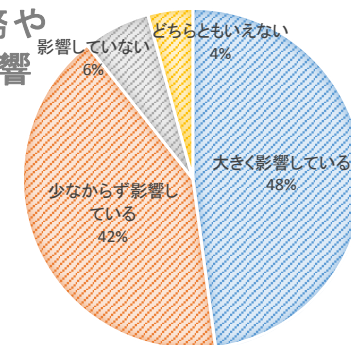
(10) 睡眠施設の整備



(11) 翌日の勤務や体調に影響はありますか？			
大きく影響している	45	48%	
少なからず影響している	39	41%	
影響していない	6	6%	
どちらともいえない	4	4%	
合計	94		

宿直後の翌日勤務が禁止されていないのは「常態としてほとんど労働する必要のない勤務」なので、「翌日の勤務へ大きな影響はないもの」と考えられているからである。しかし、翌日の勤務や体調へ「大きく影響している」が5割近くを占め、「少なからず影響している」と併せると9割を占める結果である。

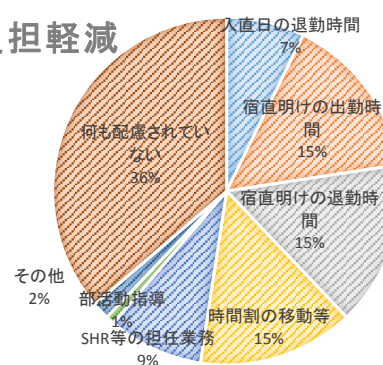
(11) 翌日の勤務や体調への影響



(12) 宿直明け勤務について、負担軽減や配慮されていること			
入直日の退勤時間	9	7%	
宿直明けの出勤時間	19	15%	
宿直明けの退勤時間	19	15%	
時間割の移動等	18	15%	
SHR等の担任業務	11	9%	
部活動指導	1	1%	
その他	2	2%	
何も配慮されていない	45	36%	
合計	124		

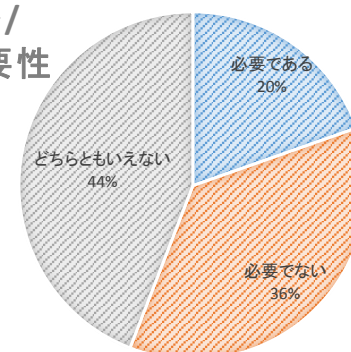
宿直明けの勤務で36%が「何も配慮されていない」との回答であった。

(12) 翌日の負担軽減



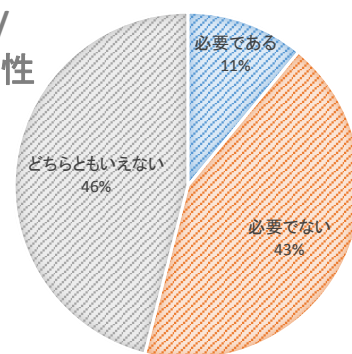
(13) 遠隔者寮において、教職員が宿直業務を行う必要性はあると思うか？			
必要である	20	20%	
必要でない	37	36%	
どちらともいえない	45	44%	
合計	102		

(13) 遠隔者寮/宿直業務の必要性



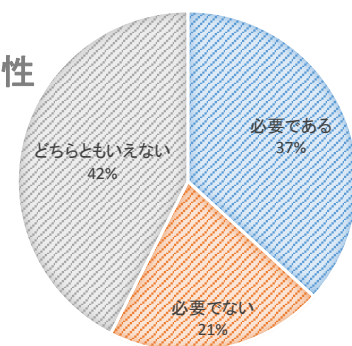
(14)遠隔者寮において、教職員が日直業務を行う必要性はあると思うか？			
	必要である	11	9%
	必要でない	43	35%
	どちらともいえない	46	37%
	合計	100	

(14)遠隔者寮/
日直業務の必要性



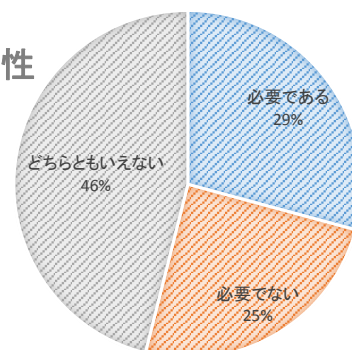
(15)教育寮において、教職員が宿直業務を行う必要性はあると思うか？			
	必要である	32	26%
	必要でない	18	15%
	どちらともいえない	37	30%
	合計	87	

(15)教育寮/
宿直業務の必要性



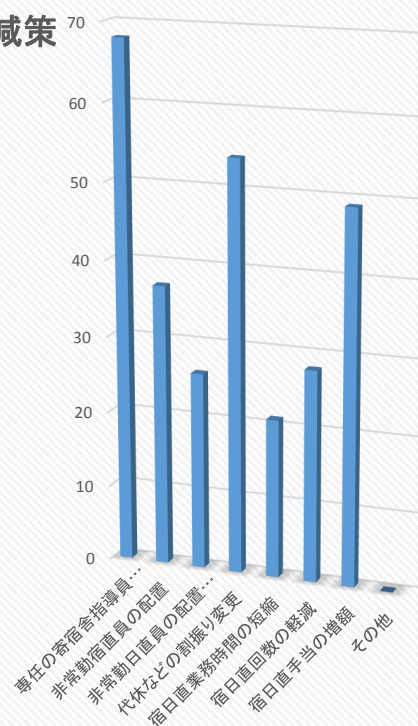
(16)教育寮において、教職員が日直業務を行う必要性はあると思うか？			
	必要である	26	21%
	必要でない	22	18%
	どちらともいえない	41	33%
	合計	89	

(16)教育寮/
日直業務の必要性



(17)宿日直業務の負担軽減策として望むもの			
	専任の寄宿舍指導員の配置	68	24%
	非常勤宿直員の配置	37	13%
	非常勤日直員の配置拡大	26	9%
	代休などの割振り変更	54	19%
	宿日直業務時間の短縮	21	7%
	宿日直回数の軽減	28	10%
	宿日直手当の増額	49	17%
	その他	0	0%
	合計	283	

(17)望む負担軽減策



教育寮では4割弱が「宿直業務が必要」、3割弱が「日直業務が必要」と回答している。遠隔者寮でも2割が「宿直業務が必要」、1割が「日直業務が必要」と回答している。少なからず、宿日直業務に「教職員としての専門性」が求められている現状はあるので、「専任の寄宿舍指導員の配置」が最も要求として大きい。ただ、「専任の寄宿舍指導員」や「非常勤の宿日直員」の配置に大きな期待はできないという状況を鑑み、「せめて、代休などの割振り変更を」「せめて、宿日直手当の増額を」との切実な回答も高い割合を占めている。